

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

掲げる高度管理医療機器	、 1188 から 1190 まで、 1204、 1206、 1208、 1210、 1214 から 1216 まで、 1218、 1219 及び 1221 に	、 1147 、 1156 から 1158 まで、 1160、 1162、 1163、 1172 から 1174 まで、 1178、 1180、 1184、 1185	、 1103 、 1069、 1072、 1079、 1116、 1083、 1118、 1086 から 1121 、 1122 、 1090 まで、 1126、 1128 、 1093 から 1129 、 1095 まで、 1131、 1135、 1139、 1143、 1145	1067、 1069、 1072、 1079、 1116、 1083、 1118、 1086 から 1121 、 1122 、 1090 まで、 1126、 1128 、 1093 から 1129 、 1095 まで、 1131、 1135、 1139、 1143、 1145	年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、平成十六	する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六	法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
る高度管理医療機器	、 1188 から 1190 まで、 1204、 1206、 1208、 1210、 1214 から 1216 まで、 1218 及び 1219 に掲げ	、 1147 、 1156 から 1158 まで、 1160、 1162、 1163、 1172 から 1174 まで、 1178、 1180、 1184、 1185	、 1103 、 1069、 1072、 1079、 1116、 1083、 1118、 1086 から 1121 、 1122 、 1090 まで、 1126、 1128 、 1093 から 1129 、 1095 まで、 1131、 1135、 1139、 1143、 1145	、 1103 、 1069、 1072、 1079、 1116、 1083、 1118、 1086 から 1121 、 1122 、 1090 まで、 1126、 1128 、 1093 から 1129 、 1095 まで、 1131、 1135、 1139、 1143、 1145	年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、平成十六	する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六	法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する